

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会
第13回会議（平成23年3月11日開催）議事要旨

第1 議題

中間報告案の検討等

第2 概要

1 検察庁・特別捜査部における録音・録画試行指針について

事務局から、最高検察庁が公表した特別捜査部が取り扱う身柄事件の取調べに関する「録音・録画試行指針」について、紹介を行った。

2 中間報告案について

前回会議に引き続き、中間報告案について検討を行った。複数の委員からの意見を踏まえ、所要の修正を行うこととなった。中間報告については、修正後、国家公安委員会委員長に報告し、3月中を目途に公表を行うこととなった。各委員の議論の概要は以下のとおり。

中間報告案全体を読んで、可視化はやるという前提には見えるが、真相解明に支障があるという指摘が目立ちすぎて、えん罪防止に対する記載が薄いと感じる。

「可視化を進めなくてはならない」ということと「真相究明に支障がある」ことのバランスをどこでとるかが問題である。

えん罪の原因は何かという議論が十分になされていない。

議論を羅列してある状態である。

取調べは重要だから、取調べを間違ったら、犯人を取り逃がしたりえん罪を生んだりするということは、委員全員の共通認識ではないか。そうでなければ、今までのえん罪は、取調べ以外に問題があったということになる。

例えば、菅家さんの事件は、一番はDNAの問題であり、取調べだけに問題があったということではないのではないか。

「日本は無罪率が低い」、「諸外国は捜査手法を多く持っている」及び「日本は取調べの位置付けが高い」こと、これらは、全員異論がないのではないか。

問題は、取調べの位置付けが高いこと自体が問われるべきことなのか、また、高いからこそどう取調べを位置付け、意味付けていくのかであり、それらは今後の課題ではないか。

3 今後の検討の在り方について

事務局から、4月以降の当研究会のスケジュール案について説明を行った。各委員の議論の概要は以下のとおり。

刑事司法制度を考える上で、主観的な要件、立証責任の見直しも議論の対象に加えて欲しい。

国際人権法上の可視化の要請について、事務局から報告をいただきたい。

捜査員の苦しみを3点紹介したい。1つ目は、被疑者に「黙っていればいい」という傾向があること。2つ目は、取調べ監督制度により捜査官が萎縮していること。3つ目は、弁護士のモラル。弁護士は、社会正義、被害者の立場をもっと考えるべきではないか。

第3 その他

今回は4月14日（木）に行う。